

平成 2 8 年 第 1 回 紀 の 川 市 議 会 定 例 会 第 4 日

平成28年 3月17日（木曜日） 開 議 午前 9時28分

散 会 午前 10 時 13 分

◎議事日程（第4号）

日程第 1	議案第 88号	副市長の選任について
	議案第 89号	教育委員会教育長の任命について
	議案第 90号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
	議案第 91号	農業委員会委員の任命について
	議案第 92号	農業委員会委員の任命について
	議案第 93号	農業委員会委員の任命について
	議案第 94号	農業委員会委員の任命について
	議案第 95号	農業委員会委員の任命について
	議案第 96号	農業委員会委員の任命について
	議案第 97号	農業委員会委員の任命について
	議案第 98号	農業委員会委員の任命について
	議案第 99号	農業委員会委員の任命について
	議案第 100号	農業委員会委員の任命について
	議案第 101号	農業委員会委員の任命について
	議案第 102号	農業委員会委員の任命について
	議案第 103号	農業委員会委員の任命について
	議案第 104号	農業委員会委員の任命について
	議案第 105号	農業委員会委員の任命について
	議案第 106号	農業委員会委員の任命について
	議案第 107号	紀の川市消防団員等公務災害費補償条例の一部改正について
日程第 2	本会議における発言の誤りについて	

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のとおりに

○出席議員（20名）

1 番	並	松	八	重	2 番	太	田	加	寿	也	3 番	船	木	孝	明
4 番	中	尾	太	久	也	5 番	仲	谷	妙	子	6 番	大	谷	さ	つ
7 番	石	脇	順	治	9 番	榎	本	喜	之	10 番	杉	原		勲	

11番 森 田 幾 久	12番 村 垣 正 造	13番 高 田 英 亮
15番 西 川 泰 弘	16番 堂 脇 光 弘	17番 室 谷 伊 則
18番 上 野 健	19番 石 井 仁	20番 川 原 一 泰
21番 坂 本 康 隆	22番 竹 村 広 明	

○欠席議員（1名）

8番 中 村 真 紀

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	田 村 武
市長公室長	林 信 良	企画部長	森 本 浩 行
総務部長	竹 中 俊 和	危機管理部長	上 山 和 彦
市民部長	中 邨 勝	地域振興部長	森 田 英 嗣
保健福祉部長	服 部 恒 幸	農林商工部長	岩 坪 純 司
建設部長	福 岡 資 郎	国体対策局長	榎 本 守
会計管理者	森 脇 澄 男	水道部長	田 村 佳 央
農業委員会事務局	米 田 昌 生	教育長	松 下 裕
教育部長	稲 垣 幸 治	企画部財政課長	杉 本 太
参考人	貴 志 康 弘		

○議会事務局職員

事務局長	城 山 義 弘	次長兼議事調査課長	中 野 朋 哉
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	藤 田 郁 也

（開議 午前 9時28分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

本日は、議案上程並びに委員会付託を行いたいと思います。また、一部採決もお願いしたいと思います。

これより、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりでございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回紀の川市議会定例会4日目の会議を開きます。

なお、8番 中村真紀君より、所用のため本日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので御報告いたします。

日程第1 議案第 88号 副市長の選任について から

議案第107号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について まで

○議長（竹村広明君） 日程第1、議案第88号 副市長の選任についてから、議案第107号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてまでの20議案を一括議題といたします。

それでは、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

本定例会において、追加提案させていただきます議案は20議案で、人事に係る議案19議案、条例の一部改正に係る議案1議案でございます。概要説明を申し上げます。

まず、人事に係る議案であります。いずれも退職に伴うもので、議案第88号は、副市長の選任について、議案第89号は、教育委員会教育長の任命について、議案第90号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

また、議案第91号から議案第106号は、任期満了に伴う農業委員会委員の任命について、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

次に、条例の一部改正に係る議案で、議案第107号は、行政不服審査法の施行に伴う不服申し立て手続の「審査請求」への一元化及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う障害厚生年金等の支給に係る調整率の改定に係る改正であります。

以上、議案の概要説明申し上げましたが、引き続き、担当部長から詳細説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 続いて、補足説明を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。

それでは、総務部から、議案第88号から議案第90号まで一括して議案の御説明をさせていただきます。

議案第88号 副市長の選任について。

下記の者を紀の川市副市長に選任したいから、地方自治法第162条の規定により、議会の議決を求めます。

住所、紀の川市名手上199番地2、氏名、林 信良、昭和30年9月16日生まれでございます。

田村副市長より2月2日付で、3月31日をもって退職の申し出があり、市長の承認を得ましたので、新副市長の選任について議会の同意を得るものでございます。

続きまして、議案第89号 教育委員会教育長の任命について。

下記の者を紀の川市教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所、紀の川市粉河1733番地、氏名、貴志康弘、昭和28年6月29日生まれでございます。

松下教育長より3月3日付で、3月31日をもって教育委員を辞職する願ひがあり、同日、教育委員会及び市長の同意を得ましたので、新教育長の任命について議会の同意を求めるものでございます。

なお、法改正により、教育長は市長が議会の同意を得て任命することとされ、任期は3年とされております。

続きまして、議案第90号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、現職の貴志康弘氏が3月31日をもって辞任されることに伴い、固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、紀の川市荒見741番地3、氏名、植野 隆、昭和30年11月29日生まれでございます。

以上、3議案について御承認賜りますようお願いいたします。

なお、3名の方の履歴書等は、添付資料の1ページから3ページに記載しておりますので、御参照ください。

○議長（竹村広明君） 農業委員会事務局長 米田昌生君。

○農業委員会事務局長（米田昌生君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第91号から議案第106号までの農業委員会委員の任命16議案について、一括して御説明申し上げます。

追加議案書4ページをお願いいたします。

まず、議案第91号から議案第106号までの農業委員会委員の任命についての16議案につきましては、農業委員会等に関する法律が昨年改正され、平成28年3月31日を

もって現農業委員会委員全ての方が任期満了になります。新たに、委員の任命を行うもので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定より議会の同意を求めるものでございます。

16名の方々の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

議案第91号につきましては、住所、紀の川市南勢田381番地1、氏名、信定 孝、昭和22年5月1日生まれ。

5ページをお願いします。

議案第92号につきましては、住所、紀の川市赤尾175番地、岩鶴修嗣、昭和27年8月4日生まれ。

6ページをお願いします。

議案第93号につきましては、住所、紀の川市粉河2544番地、氏名、児玉勝彦、昭和17年8月8日生まれ。

7ページをお願いします。

議案第94号につきましては、住所、紀の川市粉河3398番地、氏名、青柳 守、昭和25年1月1日生まれ。

8ページをお願いします。

議案第95号につきましては、住所、紀の川市西脇465番地、氏名、赤坂好哉、昭和23年7月22日生まれ。

9ページをお願いします。

議案第96号につきましては、住所、紀の川市名手上943番地、氏名、稲本伊佐夫、昭和31年8月19日生まれ。

10ページをお願いいたします。

議案第97号につきましては、住所、紀の川市桃山町黒川533番地、氏名、藪本悦子、昭和28年4月16日生まれ。

11ページをお願いします。

議案第98号につきましては、住所、紀の川市桃山町調月888番地、氏名、小坂憲史郎、昭和32年1月5日生まれ。

12ページをお願いします。

議案第99号につきましては、住所、紀の川市貴志川町西山1311番地、氏名、西川泰弘、昭和21年8月27日生まれ。

13ページをお願いします。

議案第100号につきましては、住所、紀の川市貴志川町国主88番地、氏名、山本佳司、昭和31年7月9日生まれ。

14ページをお願いします。

議案第101号につきましては、住所、紀の川市遠方217番地2、氏名、宇野嘉一、昭和19年2月15日生まれ。

15ページをお願いします。

議案第102号につきましては、住所、紀の川市花野210番地、氏名、尾崎加代子、昭和24年1月1日生まれ。

16ページをお願いします。

議案第103号につきましては、住所、紀の川市貴志川町丸栖568番地、氏名、山本崇吉、昭和25年2月26日生まれ。

17ページをお願いします。

議案第104号につきましては、住所、紀の川市北長田547番地、氏名、宇田篤弘、昭和33年10月9日生まれ。

18ページをお願いします。

議案第105号につきましては、住所、紀の川市登尾262番地、氏名、山下輝修、昭和30年1月19日生まれ。

19ページをお願いします。

議案第106号につきましては、住所、和歌山市吉田609番地、氏名、山田 賢、昭和45年11月8日生まれ。

以上、16議案について議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間となっております。

また、16名の方々の主な略歴等につきましては、追加議案資料4ページから19ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、16議案について、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 危機管理部長 上山和彦君。

○危機管理部長（上山和彦君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第107号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、補足説明いたします。

20ページをごらんください。

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正するものとするということで、次のページをごらんください。

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

まず、25条の改正につきましては、行政不服審査法の改正が平成28年4月1日から施行されることに伴い、語句の整理を行うものでございます。

次に、他の法律による給付との調整を規定してございます附則第5条の改正は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成28年2月24日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴う所要の改正でございます。

22ページごらんください。

附則第5条第2項の表中、第1項の改正は、障害補償年金と障害厚生年金が支給される

場合の調整率の改正でございます。また、表中第2項の改正は、表中第1項の改正を踏まえた特殊公務災害に係る公務上の災害の場合の調整率の改正でございます。

次に、23ページをごらんください。

同条第5項の改正は、休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正でございます。

改正附則といたしまして、第1項で施行期日、第2項で経過措置を規定してございます。

以上でございますが、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま提案説明が終わりました議案第88号から議案第107号のうち、議案第88号 副市長の選任についてから、議案第106号 農業委員会委員の任命についてまでの19議案は、人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、討論を省略し、本日直ちに質疑、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号から議案第106号までの19議案については、直ちに質疑、採決まで行うことに決しました。

それでは、まず、議案第88号 副市長の選任についての質疑、採決を行います。

ここで、関係者の退席を求めます。

林市長公室長は、退席願います。

〔市長公室長 林 信良君退席〕

○議長（竹村広明君） 質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第88号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は、原案のとおり同意することに決しました。

林市長公室長の入場を許可いたします。

〔市長公室長 林 信良君入場〕

○議長（竹村広明君） 林市長公室長にお伝えいたします。

ただいま議題となっておりました議案第88号 副市長の選任については、原案のとおり同意されましたので、お伝え申し上げます。

林市長公室長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

林市長公室長。

○市長公室長（林 信良君）（登壇） おはようございます。

ただいま副市長の選任につきまして、御同意をいただきありがとうございます。中村市長から選任をいただきました上は、市長の指示に従い、また田村副市長を手本とさせていただき、自身、もとより未熟ではございますが、職責の重さを深く認識し、紀の川市のさらなる発展と市民の福祉向上のために誠心誠意努力を重ねてまいります。

何とぞ、議員皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが、御挨拶に変えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○議長（竹村広明君） 次に、議案第89号 教育委員会教育長の任命について、質疑、採決を行います。

質疑に入る前に、ただいま議題となっています教育委員会教育長の任命案件の審議については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」に対し、参議院文教科学委員会において、「新教育長の担う重要な職責に鑑み、任命同意に際し、議会においては所信聴取等、丁寧な対応を行うこと」との附帯決議がされていますので、これに従い、地方自治法第115条の2第2項及び紀の川市会議規則第77条の8の規定により、貴志康弘君に参考人として本日の会議に出席を求め、所信を聴取したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議がないようですので、本日の会議に貴志康弘君を参考人として出席を求め、所信を聴取することにいたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前 9時50分）

（再開 午前 9時51分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、審議を行います。

ただいま貴志康弘君に出席をいただきましたので、本議案に対する所信を聴取いたします。

貴志康弘君、登壇し、所信の表明をお願いいたします。

○参考人（貴志康弘君）（登壇） このたび、紀の川市教育委員会教育長に御推挙いただ

きました貴志康弘でございます。

教育長任命同意にあたり、議会の貴重なお時間をおかりいたしまして所信を述べさせていただきます。

私は、本市の教育・学術及び文化振興に関する基本的な方向を定めた紀の川市教育大綱に掲げられている「紀産・紀育」（育ち合う喜び・育て合う喜び）という基本理念を柱に教育行政を進めてまいります。

学校教育分野におきましては、合併後、教育環境は飛躍的に充実いたしました。この環境の中で、子どもたちが主体的に判断し、問題解決を図る確かな学力をつけるとともに、他人を思いやる豊かな心やたくましく生きるための健康や体力を育んでまいります。そのために、学校・家庭・地域が連携した取り組みを行い、多様な学校支援の充実を図ることで、よりよい学校教育の実現を目指してまいります。

私は、この2年間、和歌山県教育委員会の学力フォローアップ・アドバイザーとして、二つの中学校を担当させていただきました。そこで感じたことは、若い先生が大変多いことです。若い教員は経験が少なく、未熟な面もありますが、向上心があり、情熱を持っております。「鉄は熱いうちに打て」ということわざのとおり、若手教員が指導力や授業力をつけ、プロの教師として学校活性化の担い手になるように取り組んでまいります。

生涯学習の分野においては、「生涯学習のまち 紀の川市」宣言の趣旨である「全ての市民が安全・安心を実感でき、心豊かな暮らし、そして紀の川市に住んでよかったと思えるまちづくり」の実現を目指し、市民の皆さんが生涯を通じて自己を磨き、そして社会に貢献していただくため、市民の学びやスポーツを通じた健康づくりを支援するとともに、歴史文化の継承や多様な文化芸術を楽しめる環境づくりを推進してまいります。

さらに、平成28年度には、全ての地区で地域教育コミュニティが形成されます。子どもを中心に、学校・家庭・地域が結びつき、「子どもも大人もともに育ち、育て合う」という取り組みを充実させてまいります。

最後に、今後の教育行政につきましては、総合教育会議において、市長と十分に協議を尽くし、政策に反映してまいります所存でございます。

我がふるさとである紀の川市の教育行政に従事することは、大変光栄であると同時に、非常に重い責任を負うことに身が引き締まる思いでございます。

議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の所信といたします。ありがとうございました。

○議長（竹村広明君） これより、質疑を行います。

議案第89号について、貴志康弘君の所信表明を含め、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結をいたします。

質疑が終わりましたので、貴志康弘君には、ここで退席をしていただいて結構でございます。

ます。どうもお疲れさまでございました。

〔参考人 貴志康弘君退席〕

○議長（竹村広明君） それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第89号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第90号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑、採決を行います。

これより、議案第90号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第90号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第91号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決を行います。

これより、議案第91号に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第91号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第92号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決を行います。

これより、議案第92号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第92号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第93号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決を行います。

これより、議案第93号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第93号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第94号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決を行います。

これより、議案第94号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第94号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第95号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決を行います。

これより、議案第95号に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第95号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第96号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決を行います。

これより、議案第96号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第96号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第97号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決を行います。

これより、議案第97号に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第97号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第98号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決を行います。

これより、議案第98号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第98号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第99号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決を行います。

地方自治法第117条の規定より、西川泰弘議員の退席を求めます。

〔15番議席 西川泰弘君退席〕

○議長（竹村広明君） これより、議案第99号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第99号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は、原案のとおり同意されました。

西川泰弘議員の入場を許可いたします。

〔15番議席 西川泰弘君入場〕

○議長（竹村広明君） 次に、議案第100号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決を行います。

これより、議案第100号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第100号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第101号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決を行います。

これより、議案第101号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第101号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第102号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決を行います。

これより、議案第102号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第102号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第103号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決を行います。

これより、議案第103号に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第103号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第104号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決を行います。

これより、議案第104号に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第104号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第105号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決を行います。

これより、議案第105号に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第105号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第106号 農業委員会委員の任命についての質疑、採決を行います。

これより、議案第106号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第106号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は、原案のとおり同意されました。

続きまして、議案第107号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてに対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第107号について、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

日程第2 本会議における発言の誤りについて

○議長（竹村広明君） 次に、日程第2、本会議における発言の誤りについてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、市長より3月11日付で平成27年第4回定例会の本会議における発言の誤りについて、発言の許可の申し出がありますので、これを許可いたします。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、本会議における発言の誤りについて、訂正お願い申し上げます。

内容につきましては、平成27年第4回紀の川市議会定例会におきまして、12月9日開催されました本会議で、並松議員からの一般質問、「市民の健康寿命を延ばす取り組みについての中で、本市の受診率の向上は」という質問に対しまして、乳がんの受診率では、「国のがん対策推進計画に基づく算定対象年齢を40歳から69歳までに置きかえると、平成25年度61.9%で、県内1位」と答弁いたしましたが、正しくは、「平成25年度61.8%で、県9市の中で第1位、県全市町村では日高川町に次いで第2位」でございましたので、深くおわびするとともに、訂正お願い申し上げます。

以上でございます。貴重な時間、ありがとうございました。

○議長（竹村広明君） 私から、会議での発言について、執行部に注意いたします。

会議での発言については、以前にも注意していますが、会議は議案等を審議し、その可否を判断するだけではなく、執行機関に対する監視機能を有することから、議員が地方公共団体の行政事務全般について議案と関係なく執行機関に対し、口頭より所信・見解をただし、議会としての責務を果たしているところであります。

そのため、議会において言論を尊重し、公正な審議を行っているものであり、執行部においては、本会議、委員会等での発言内容については慎重に責任を持って対応するよう注意いたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、あすより7日間休会とし、3月25日金曜日、午前9時30分より再開いたします。

お疲れさまでした。

（散会 午前10時13分）